

学校における働き方改革モデル校事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問内容及び回答について

令和7(2025)年4月11日(金)

栃木県教育委員会事務局教育政策課

	質問	回答
No.1	各モデル校との連絡手段は、どのようなことを想定していますか。(電話、メール、チャットなど)	原則メールでの連絡、緊急を要する場合は電話での連絡となります。
No.2	仕様書5(1)イに『7月から8月までの間に、モデル校とオンライン又は訪問による「個別相談会」を実施し、各学校の進捗や課題を把握するとともに、モデル校の取組の具体的な方針を提案すること。』とありますが、各モデル校では、既に取り組んでいることがあるのでしょうか。共通して取り組んでいることや個別に取り組んでいることがあれば、ご教示ください。	<p>県立のモデル校は、県が策定した「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/2023hatarakikatakaikaku_dainiki.html) に基づき、各学校の実情に応じて取組を進めています。</p> <p>市町立のモデル校は、各市町の策定した学校における働き方改革推進のためのプラン等に基づき、各学校の実情に応じて取組を進めています。</p> <p>なおモデル校は、毎年度新たに指定するため、各学校の状況については、これから把握するものとなります。</p>
No.3	モデル校では、過去に業務量調査に取り組んだことはありませんでしょうか。 もしある場合は、今回の取組の際に、共有頂き、使用することは可能でしょうか。	<p>県は、学校における働き方改革に係る実態調査を実施いたしました。 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/2023jittaityousakekka1.html)</p>
No.4	モデル校の選定基準などはありますか。	モデル校は、小学校7校、中学校9校、高等学校4校で、地域のバランス等を考慮して選定しております。